

# 一般社団法人兵庫県知的障害児者生活サポート協会 定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人兵庫県知的障害児者生活サポート協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、全国知的障害児者生活サポート協会と連携し、知的障害児者及び、発達障害児者（以下、「障害者」という）とその家族の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活に関する相談・支援に関する事業
- (2) 障害者の就労に関わる相談・支援に関する事業
- (3) 障害者の権利擁護に関わる事業
- (4) 障害関係施設研修事業への助成
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する方法による。

## 第2章 会員

(会員)

第6条 当法人に、次の会員を置く。

会員 当法人の目的に賛同して入会し、年会費を納める者で、次のいずれかに該当する者

- (i) 公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会の会員、及び会員の家族で障害者である者
- (ii) 一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会の会員、及び会員の家族で障害者である者
- (iii) 兵庫県内に在住及び兵庫県知的障害者施設を利用している障害者とその家族又は法定後見人
- (iv) 当法人の目的に賛同し、理事会の承認を得た者

(入会)

第7条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の様式による入会申込みをし、理事長の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の停止、除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、社員（代議員）総会の決議により、注意、資格停止、除名等の処分を行うことができる。

2 前項の決議は、総社員（代議員）の半数以上であって、総社員（代議員）の議決権の3分の2以上をもって行う。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれか一つに該当するときは、その資格を喪失する。また、既に支払った年会費の返還はされないものとする。

- (1) 第8条の規定による退会をしたとき
- (2) 前条の規定により、除名されたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 年会費につき納入を滞納し、2週間の期間を定めた催告にもかかわらず納入しなかったとき

### 第3章 代議員

(代議員)

第11条 当法人は、会員の中から選出される、35名以上の代議員を置く。

2 当法人は、代議員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という）上の社員とする。

3 会員は、代議員によって行使される社員（代議員）総会の議決権を除き、法人法に規定された社員（代議員）の権利を、社員（代議員）と同様に当法人に対して行使することができる。

(代議員の選任)

第12条 代議員は、各支部より1名以内、会員で構成される支部の会員総会で選任する。

(代議員の任期等)

第13条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとする。

但し、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

2 代議員は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、その地位を失う。

- (1) 会員の資格停止処分を受けた場合
- (2) 会員資格を喪失した場合

(3) 総社員（代議員）の同意があるとき

- 3 代議員が欠けた場合には、当該代議員を選出した支部において総会を開催し欠員を補充することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代議員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員（代議員）の氏名又は名称及び住所を記載した社員（代議員）名簿を作成し、主たる事務所に備えおくものとする。

## 第4章 社員（代議員）総会

(構成)

第15条 社員（代議員）総会は、すべての代議員で構成する。

(決議事項)

第16条 社員（代議員）総会は、次の事項について決議をする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員資格の停止、除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員（代議員）総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員（代議員）総会は、定時社員（代議員）総会として毎事業年度の終了後2か月以内に開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員（代議員）総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

(決議の方法)

第19条 社員（代議員）総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（代議員）の議決権の過半数以上を有する社員（代議員）が出席し、出席社員（代議員）の議決権の過半数をもってこれを行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議決権)

第20条 各社員（代議員）は、各1個の議決権を有する。

(議決権の行使)

第21条 社員(代議員)総会に団体たる社員(代議員)を代表する者として届けられている者が出席できない場合は、書面又は電磁的方法により、議決権の行使を行うことができる。この場合においては、出席した社員(代議員)の議決権の数に算入する。

(議長)

第22条 社員(代議員)総会の議長は、当該社員(代議員)総会で選出する。

(議事録)

第23条 社員(代議員)総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議に出席した代表の社員(代議員)2名以上が記名押印し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第5章 役員

(員数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員(代議員)総会の決議により選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(解任)

第26条 理事及び監事は、社員(代議員)総会の決議により解任することができる。

- 2 監事を解任する決議は、総社員(代議員)の半数以上であって、総社員(代議員)の議決権の3分の2以上をもって行う。

(理事の職務権限)

第27条 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

(監事の職務権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員（代議員）総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、社員（代議員）総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員（代議員）総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員（代議員）総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定。但し、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思決定をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印し、10年間主たる事務所に備え置く。

## 第7章 支部及び事務局

(支部)

第38条 当法人は、理事会の決定により、公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会の各地区と、一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会内に支部を設置する。

2 支部活動は、社員（代議員）総会、理事会の方針に沿って行い、その運営については別に定める支部運営規程によるものとする。

(事務局)

第39条 当法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長及び事務局職員は、理事長が任免する。

## 第8章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員（代議員）総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員（代議員）総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員（代議員）総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第43条 この定款は、社員（代議員）総会において、総社員（代議員）の半数以上であって、総社員（代議員）の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）

第44条 当法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員（代議員）総会において、総社員（代議員）の半数以上であって、総社員（代議員）の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産の帰属は、総社員（代議員）の議決権の3分の2以上を有する社員（代議員）が出席し、出席社員（代議員）の議決権の4分の3以上をもってこれを定める。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

余 白

これは現行定款である

一般社団法人 兵庫県知的障害児者生活サポート協会  
理事長 小原 冷子

附則

この定款は、平成22年1月28日から施行する。

附則

この定款は、平成23年5月19日から施行する。

附則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この定款は、令和2年5月27日から施行する。

附則

この定款は、令和6年5月28日から施行する。